

平成22年(ワ)第591号 MOX燃料使用差止請求事件

原告 石丸ハツミ、外129名

被告 九州電力株式会社

求 釈 明 書

2012年4月11日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

原告らは、被告の主張に関して以下のとおり求釈明を行う。

記

実体的な内容に入るためにこれまでかなりの回数にわたって求釈明を行い、被告の回答については商業機密として明らかにされない項目もあり、極めて不十分な回答といわざるをえない。しかし、それにもかかわらず、一定の前進が図られたが、あと一点明確にされたく以下について求釈明を求める。

記

被告準備書面5において、被告準備書面1、81頁の図11についての読み取った数値を2頁にわたって示されている。同準備書面5頁の表2、ウランペレットに関する読取値は全て数値が出ているが、4頁の表1、MOXペレットに関する読取値については、図11を正確に見ていないようである。黒丸がMOXで白丸がウランであるが、白丸の影に隠れているMOX黒丸が存在している。どこにどのようにかくれているかは別紙のとおりであり、これを見られて、その読み取り数値をできるだけ早く回答されたい。これも全部明らかにされれば、原告の主張と土俵が共通になり、いよいよ実体的な内容について主張をかわすことができる。

この予定でいけば次回には実体的主張の準備書面を提出する予定である。

以上